

届出制手数料に係る手数料表

◆求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

成功報酬

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

道外求職者の就職後、雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%

手数料負担は求人者とします。

◆求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

成功報酬

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%

手数料負担は求人者とします。

◆特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

着手金 1,000,000円

成功報酬

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

道外求職者の就職後、雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%

手数料負担は求人者とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。